

登記所備付地図作成作業について(お知らせ)

青森地方法務局では、八戸市において登記所備付地図作成作業を実施しています。

一筆の土地ごとに境界調査（立会い）と測量を行います。

◆ 作業地域 八戸市吹上一丁目、同類家一・二丁目、同大字鍛冶町、同大字類家字縄手下、同大字鷹匠小路の一部、同大字長横町の一部、同大字山伏小路の一部、同大字糠塚字古常泉下の一部及び同大字糠塚字長者山下の一部（約0.60キロ平方メートル）

◆ 作業期間 地図作成作業 令和5年4月から令和6年3月まで

◆ 計画機関 青森地方法務局

◆ 作業機関 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◆ 地図作成作業に関するお問合せ、連絡先

●青森地方法務局地図作成作業現地事務所

〒031-0074

八戸市大字馬場町8番地6

Tel 0178-73-9413

開設期間 令和5年4月17日から同年12月14日まで

受付時間 平日の午前9時から午後4時まで

※時間外は、青森地方法務局登記部門地図整備・筆界特定室までお問合せください（土・日・祝祭日は原則として休業）。

●青森地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

〒030-8511

青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎内

Tel 017-776-9042（午前8時30分から午後5時15分まで）

● 御注意

5月から現地における境界調査（立会い）を行います。地図作成地域内に土地を所有する皆様には、郵便により個別に調査日時等の詳細をお知らせしています。

ところで、土地の所有権を取得した際に登記された所有者の住所と現住所が相違（住居表示実施による変更を含む。）している場合や、登記上の土地の所有者がお亡くなりになっており、相続登記が未了の場合などは、法務局からの郵便が届かないことがあります。これまでに、まだ一度も郵便物が届いていないなど、心当たりのある方は、地図作成作業現地事務所までお問い合わせ願います。